

徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第二十一号

徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員定員条例（昭和二十九年徳島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

「 七五人 「 七六人

一五二人 一五四人

第三条第一項中 四二九人 四三六人

四四三人 を 四五一一人

四五六人 四六三一人

一、五五五人」 一、五八〇人」

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。